

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例														
<p>○幕別町立幼稚園設置条例 (昭和52年12月21日 条例第41号)</p> <p>第1条～第8条 略 別表第1 (第4条関係) 保育料金表</p> <table border="1" data-bbox="114 651 1106 691"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 1～3 略 4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。 (1)及び(2) 略 (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" data-bbox="206 983 999 1098"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>保育料の額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>	略	階層区分	保育料の額(月額)	第2階層	0円	第3階層	3,500円	<p>○幕別町立幼稚園設置条例 (昭和52年12月21日 条例第41号)</p> <p>第1条～第8条 略 別表第1 (第4条関係) 保育料金表</p> <table border="1" data-bbox="1160 651 2152 691"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 1～3 略 4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。 (1)及び(2) 略 (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" data-bbox="1252 983 2045 1098"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>保育料の額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 <u>第2階層の世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童(以下「施設利用児童」という。)が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</u></p>	略	階層区分	保育料の額(月額)	第2階層	0円	第3階層	2,000円
略															
階層区分	保育料の額(月額)														
第2階層	0円														
第3階層	3,500円														
略															
階層区分	保育料の額(月額)														
第2階層	0円														
第3階層	2,000円														

現 行 条 例	改 正 条 例						
<p>5 <u>第2階層から第5階層までの世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p style="margin-left: 20px;">6 略</p> <p>別表第2 略</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">第1欄</th> <th style="width: 50%;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児</td> <td style="text-align: left;">保育料金表に定める額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">オ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる園児</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 <u>第3階層から第5階層までの世帯であって、施設利用児童が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> <p style="margin-left: 20px;">7 略</p> <p>別表第2 略</p>	第1欄	第2欄	ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額	オ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる園児	0円
第1欄	第2欄						
ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額						
オ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる園児	0円						

幕別町保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)				○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)			
第1条～第10条 略 別表第1 (第3条関係) 保育料金表				第1条～第10条 略 別表第1 (第3条関係) 保育料金表			
階 層 区 分		保育料の額 (月額) 教育標準時間		階 層 区 分		保育料の額 (月額) 教育標準時間	
第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円		第1階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯 (市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)	2000円		第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯 (市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)	2000円	
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 77,100円以下	所得割課税額	13,600円	第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 77,101円以上 211,200円以下	所得割課税額	11,900円
第4階層	77,101円以上 211,200円以下	所得割課税額	17,400円	第4階層	77,101円以上 211,200円以下	所得割課税額	17,400円
第5階層	77,100円以下	所得割課税額	21,800円	第5階層	77,100円以下	所得割課税額	21,800円
備考 1～3 略 4 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。 (1)及び(2) 略 (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯				備考 1～3 略 4 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。 (1)及び(2) 略 (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯			

現 行 条 例	改 正 条 例																
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">階層区分</th> <th style="width: 80%;">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">教育標準時間</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: right;">6,300円</td> </tr> </table>	階層区分	保育料の額（月額）		教育標準時間	第2階層	0円	第3階層	6,300円	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">階層区分</th> <th style="width: 80%;">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">教育標準時間</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </table>	階層区分	保育料の額（月額）		教育標準時間	第2階層	0円	第3階層	2,000円
階層区分	保育料の額（月額）																
	教育標準時間																
第2階層	0円																
第3階層	6,300円																
階層区分	保育料の額（月額）																
	教育標準時間																
第2階層	0円																
第3階層	2,000円																
<p>5 略</p> <p>6 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5に<u>関わらず</u>、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額をその支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。</p>	<p>5 略</p> <p>6 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5に<u>かかわらず</u>、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額をその支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯<u>又は第2階層の世帯</u>に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。</p>																
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">第1欄</th> <th style="width: 50%;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</td> <td style="text-align: center;">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5	イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	0円	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">第1欄</th> <th style="width: 50%;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯<u>又は第2階層の世帯</u>に属する支給認定子どもを除く。）</td> <td style="text-align: center;">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯 <u>又は第2階層の世帯</u> に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5	イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども	0円				
第1欄	第2欄																
ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5																
イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども（4に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	0円																
第1欄	第2欄																
ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども（4に掲げる世帯 <u>又は第2階層の世帯</u> に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5																
イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども	0円																
<p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>																	
<p>別表第2（第3条関係）保育料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	略	<p>別表第2（第3条関係）保育料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	略														
略																	
略																	

現 行 条 例

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）			
	3歳以上児		3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3-1階層	3,000円	2,750円	4,000円	3,750円
第3-2階層	5,250円	5,000円	6,300円	6,050円
第4-1階層	8,600円	8,350円	9,550円	9,300円
第4-2階層	9,750円	9,500円	10,800円	10,550円

6 略

7 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、6に関わらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額をその支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、5に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（上記5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる支給認定子ども（上記5に掲げる世帯に属する支給認定子どもを除く。）	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

改 正 条 例

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）			
	3歳以上児		3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3-1階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第3-2階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第4-1階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第4-2階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

6 略

7 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、6にかかわらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額をその支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、5に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる支給認定子ども（上記5に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する支給認定子どもを除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる支給認定子ども	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

8 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の

現 行 条 例	改 正 条 例
別表第3 略	<p><u>特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は6及び7にかかわらず0円とする。</u></p> 別表第3 略

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																						
<p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>第1条～第12条 略 別表(第6条関係)保育料金表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階層区分</th> <th style="text-align: center;">保育料の額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2階層</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3階層</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4階層</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5階層</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p> <p>6 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)に定める特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5に関わらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額をその保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯に</p>	略	階層区分	保育料の額(月額)	第2階層	0円	第3階層	4,000円	第4階層	5,000円	第5階層	5,500円	<p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>第1条～第12条 略 別表(第6条関係)保育料金表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階層区分</th> <th style="text-align: center;">保育料の額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2階層</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3階層</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4階層</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5階層</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p> <p>6 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)に定める特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5にかかわらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額をその保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯</p>	略	階層区分	保育料の額(月額)	第2階層	0円	第3階層	2,000円	第4階層	2,000円	第5階層	2,000円
略																							
階層区分	保育料の額(月額)																						
第2階層	0円																						
第3階層	4,000円																						
第4階層	5,000円																						
第5階層	5,500円																						
略																							
階層区分	保育料の額(月額)																						
第2階層	0円																						
第3階層	2,000円																						
第4階層	2,000円																						
第5階層	2,000円																						

現 行 条 例

属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる保育児童（4に掲げる 世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる保育児童（4に掲 げる世帯に属する保育児童を除 く。）	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

改 正 条 例

又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる保育児童（4に掲げる 世帯又は第2階層の世帯に属する保 育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる保育児童	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

7 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は5及び6にかかわらず0円とする。

幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																														
<p>○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年 9月26日 条例第71号)</p> <p>第1条～第12条 略 別表(第6条関係)保育料金表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">保育料の額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>3,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>5,500円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>6,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>8,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 略</p> <p>7 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)に定める特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、6にかかわらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額と</p>	階層区分	保育料の額(月額)		3歳未満児	3歳以上児	第2階層	0円	0円	第3階層	3,500円	3,000円	第4階層	5,500円	4,500円	第5階層	6,000円	5,000円	第6階層	6,500円	5,500円	第7階層	8,000円	7,000円	<p>○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年 9月26日 条例第71号)</p> <p>第1条～第12条 略 別表(第6条関係)保育料金表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">保育料の額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 略</p> <p>7 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)に定める特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、6にかかわらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額と</p>	階層区分	保育料の額(月額)		3歳未満児	3歳以上児	第2階層	0円	0円	第3階層	2,000円	2,000円	第4階層	2,000円	2,000円	第5階層	2,000円	2,000円	第6階層	2,000円	2,000円	第7階層	2,000円	2,000円
階層区分		保育料の額(月額)																																													
	3歳未満児	3歳以上児																																													
第2階層	0円	0円																																													
第3階層	3,500円	3,000円																																													
第4階層	5,500円	4,500円																																													
第5階層	6,000円	5,000円																																													
第6階層	6,500円	5,500円																																													
第7階層	8,000円	7,000円																																													
階層区分	保育料の額(月額)																																														
	3歳未満児	3歳以上児																																													
第2階層	0円	0円																																													
第3階層	2,000円	2,000円																																													
第4階層	2,000円	2,000円																																													
第5階層	2,000円	2,000円																																													
第6階層	2,000円	2,000円																																													
第7階層	2,000円	2,000円																																													

現 行 条 例	改 正 条 例												
<p>する。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、5に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。</p> <table border="1" data-bbox="206 360 1113 619"> <thead> <tr> <th data-bbox="206 360 734 400">第1欄</th> <th data-bbox="734 360 1113 400">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="206 400 734 507">ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（5に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）</td> <td data-bbox="734 400 1113 507">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 507 734 619">イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童（5に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）</td> <td data-bbox="734 507 1113 619">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	第1欄	第2欄	ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（5に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5	イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童（5に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）	0円	<p>とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、5に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。</p> <table border="1" data-bbox="1252 395 2159 654"> <thead> <tr> <th data-bbox="1252 395 1780 435">第1欄</th> <th data-bbox="1780 395 2159 435">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1252 435 1780 579">ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（5に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。）</td> <td data-bbox="1780 435 2159 579">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1252 579 1780 654">イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童</td> <td data-bbox="1780 579 2159 654">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>8 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は6及び7にかかわらず0円とする。</p>	第1欄	第2欄	ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（5に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5	イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童	0円
第1欄	第2欄												
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（5に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5												
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童（5に掲げる世帯に属する保育児童を除く。）	0円												
第1欄	第2欄												
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童（5に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。）	保育料金表に定める額×0.5												
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる保育児童	0円												

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例  
 幕別町保育料条例の一部を改正する条例  
 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例  
 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

改正概要

1 幕別町保育料条例 別表第1の改正（子ども・子育て支援法施行令改正による）

教育施設利用における第3階層の国基準額が16,100円から14,100円に引き下げられたことに伴い、町の保育料を引き下げる。

幕別町保育料条例 第1表（教育施設利用）

階層	所得割の額	旧月額
3	77,100円以下	13,600円

➔

新月額	
11,900円	

※町の保育料は国基準額の85%を目安に設定

2 要保護世帯（ひとり親など）に対する特例措置の拡大（子ども・子育て支援法施行令改正による）

所得割課税額77,100円以下の要保護世帯（ひとり親など）の第1子保育料について、第2階層（非課税世帯）並みに引き下げる。

**※町立幼稚園設置条例、幕別町立へき地保育所条例、幕別町忠類へき地保育所条例も同様の改正**

幕別町保育料条例 第1表（教育施設利用）

階層	所得割の額	旧月額
3	77,100円以下	6,300円

➔

新月額	
2,000円	

幕別町保育料条例 第2表（保育施設利用） 3歳以上児

階層	所得割の額	旧月額	
		標準時間	短時間
3-1	均等割のみ	3,000円	2,750円
3-2	48,600円未満	5,250円	5,000円
4-1	72,000円未満	8,600円	8,350円
4-2	84,000円未満	9,750円	9,500円

➔

新月額	
標準時間	短時間
2,000円	

幕別町保育料条例 第2表（保育施設利用） 3歳未満児

階層	所得割の額	旧月額	
		標準時間	短時間
3-1	均等割のみ	4,000円	3,750円
3-2	48,600円未満	6,300円	6,050円
4-1	72,000円未満	9,550円	9,300円
4-2	84,000円未満	10,800円	10,550円

➔

新月額	
標準時間	短時間
2,000円	

※4-2階層については、所得割額77,100円以下の世帯のみ

### 3 非課税世帯の第2子保育料の無償化（子ども・子育て支援法施行令改正による）

非課税世帯（第2階層）の第2子保育料について無料化する。（改正前は1/2負担）

※**町立幼稚園設置条例、幕別町立へき地保育所条例、幕別町忠類へき地保育所条例も同様の改正**

第2階層（非課税世帯）第2子保育料

改正前保育料 1,000円（2,000円の1/2） → 改正後保育料 0円

### 4 多子世帯軽減支援事業による第2子以降の3歳未満児無償化（北海道独自施策による）

平成29年度より北海道の多子世帯に対する保育料の負担軽減に関する独自施策として、多子世帯の軽減支援事業を創設。第5階層以下の3歳未満児の第2子以降の保育料を無料化するための費用の1/2を北海道が補助する。

※**幕別町立へき地保育所条例、幕別町忠類へき地保育所条例も同様の改正**

所得制限 所得割税額169,000円未満（第5階層以下）  
※世帯収入640万円未満を想定

年齢制限 3歳未満児に係る保育料が対象

多子条件 扶養している子（年齢制限なし：特定被監護者等）のうち年長者から数えて第2子以降が対象

その他 国基準保育料を補助基準額とし、その1/2を北海道が補助

